

令和2年5月19日

入札参加者各位

上越市ガス水道局  
(建設課)

### 単価改定内容等の変更について（通知）

このことについて、当局では、例年4月の厚生労働省及び10月の新潟県の歩掛改定に合わせて単価と歩掛の改定を行い、3月に労務単価のみを改定しているところです。

しかし、厚生労働省の歩掛が3月末に改定されないことや主要資材単価に大きな変動がないことなどから、下記のとおり運用を変更します。

### 記

#### 1. 内容

- ・ 春：労務単価のみを改定
- ・ 秋：資機材単価、厚生労働省及び新潟県土木部歩掛を改定

#### 2. その他

- ・ 令和2年度については、3月労務単価を改定済みのため、春の単価改定は行いません。
- ・ 受注に大きな影響を与えると思われる単価の変動や歩掛の改定があった場合は、随時改定を行います。